



平成 17 年 6 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社ケンウッド
代 表 者 名 取締役社長 河原 春 郎
(コード番号 6765 東証 第一部)
問 合 せ 先 株式法務室長 和久 雅 宣
(TEL 0426-46-6724)

有償減資の承認可決に関するお知らせ

—第一回 B 種優先株式の有償消却による優先株式の完全消却へ—

株式会社ケンウッド(社長:河原春郎、本社:東京都八王子市)は、平成 17 年 5 月 20 日(金)開催の当社取締役会において第 76 回定時株主総会および第一回 B 種優先株主様による種類株主総会への付議を決議いたしました「資本減少(第一回 B 種優先株式の有償消却による減資)の件」が、本日開催の両株主総会で承認可決され、予定どおり第一回 B 種優先株式の有償消却を実施できることとなりましたので、お知らせいたします。

当社は 6 月 23 日(木)をもって、6 月 6 日(月)開催の当社取締役会で決議して以降、手続きを進めてきました国内および海外における新規発行株式の募集(以下「本募集」といいます。)を終了しており、本日の有償減資の承認可決を受けて、6 月 30 日(木)に発行価額の総額が当社へ払い込まれ、同日付で増資効力が発生、7 月 1 日(金)には新株式を交付して本募集に関する手続きを完了することとなりました。

これにより、当社は諸手続きを経て 8 月上旬には本募集による調達資金約 111 億円と手元自己資金約 39 億円をあわせた 150 億円を第一回 B 種優先株主様(りそな銀行様)へ払い戻し、第一回株式 B 種優先株式の有償消却を完了、当社が発行するすべての優先株式の消却を果たして、将来における株主価値の希薄化のインパクトを大幅に縮減できることとなりました。

記

第一回 B 種優先株式の有償消却による減資の概要

(1) 資本減少の理由

第一回 B 種優先株式は、普通株式に優先して配当が行われるものであると同時に、平成 19 年 12 月以降は普通株式への転換が行われる可能性があり、第一回 B 種優先株式のすべてが現在の上限転換価額 94.2 円で普通株式に転換されたと仮定した場合、普通株式の増加数は 132,696,390 株(平成 17 年 3 月期末の発行済普通株式数の約 43%に相当)となります。

一方、今回のスキームでは、第一回 B 種優先株式の消却に手元自己資金を充当する効果もあり、資金調達のために発行する新株式数が 60,000,000 株(平成 17 年 3 月期末の発行済普通株式数の約 20%に相当)と、半分以下に抑制できるため、株主価値の希薄化のインパクトを大幅に縮減する効果があります。

あわせて、第一回 B 種優先株主様(りそな銀行様)に対しても、本募集による調達資金約 111 億円と手元自己資金約 39 億円をあわせた 150 億円を払い戻し、額面(125 億円)以上の償還を実現いたします。

(2) 資本減少の要領

- ① 資本減少の金額: 15,000,000,000 円
- ② 資本減少の方法: 第一回 B 種優先株式のすべて(31,250,000 株)を有償消却する方法によって、第一回 B 種優先株主様(りそな銀行様)に 15,000,000,000 円を払い戻す。

(3)資本減少の日程

- ①債権者異議申述最終期日： 平成 17 年 8 月上旬(予定)
- ②B 種優先株券提出期間満了日： 平成 17 年 8 月上旬(予定)
- ③資本減少の効力発生日： 平成 17 年 8 月上旬(予定)

以 上

【ご注意】

本記者発表文は、当社に関して一般に公開するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。